

(参考資料)

改正建築基準法(6月20日施行)に基づく建築確認・検査の厳格化について

【改正のポイント】

構造計算書偽装問題の発生を踏まえ、このような問題の再発を防止するため、以下のとおり、建築確認や中間・完了検査が厳格化されることになりました。

① 構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物※を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査（ピアチェック）を義務付け

※高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。

② 確認審査期間の延長

21日間→35日間(大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間)

③ 確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施

④ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

また、一連の偽装案件や偽装問題を受けて実施したサンプル調査等においては、構造設計にあたって構造設計者の工学的判断に委ねられていた事項について、一部の構造設計者が恣意的な解釈を行い、実況に合わない危険側の条件設定をしている実態が判明しました。このため、確認審査等に関する指針の制定に加え、構造設計時の計算方法や条件設定の方法等について構造関係技術基準告示で明確に規定することとしました。